

社会福祉法人よこすか黎明会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人よこすか黎明会(以下「法人という」。)定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員(理事・業務執行理事・監事)、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、学識経験及び勤務実態に応じて次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員等には、報酬、通勤費、旅費並びに功労退職金を支給する。
- (2) 非常勤役員等には、報酬、旅費並びに功労退職金を支給する。
- 2 役員等に対する功労退職金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払う。

(役員等の報酬の算定方法)

第3条 役員等の報酬、通勤費、旅費並びに功労退職金については別表 1～3 に定める額。

(報酬の支払い方法)

第4条 役員等の報酬については次の方法により支給する。

- (1) 常勤役員等には職員給与規程第4条を準用する。
- (2) 非常勤役員等にはその都度支給する。
- (3) 役員の出張等旅費については、その都度支給する。
- (4) 功労退職金は任期の満了、辞任、又は死亡等により退職した後、速やかに支給する。

(役員等の慶弔)

第5条 役員等の慶弔については別表 4 を基準に定め支給する。

(報酬等の限度額)

第6条 報酬等各年度の総額は、理事は 10,600,000 円を、監事は 400,000 円を超えない範囲で、評議員会で定める基準に従い、報酬として支給することができる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五九条の二第三項に定める報酬等支給基準を公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、当法人評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は一部を改正して平成 30 年 7 月 1 日より施行する。

この規程は一部を改正して平成 30 年 11 月 21 日より施行する。

別表1 理事長、業務執行理事の報酬

区分	勤務実態	月額
1	週5日 40時間勤務	55~70万円+通勤手当
2	週4日 32時間勤務	45~55万円+通勤手当
3	週3日 24時間勤務	35~45万円+通勤手当
4	週2日 16時間勤務	20~35万円+通勤手当
5	週1日 8時間勤務	10~20万円+通勤手当

※期末手当、 \wedge -アップ無し、毎月25日振込

別表2 常勤理事、非常勤役員(評議員、評議員選任・解任委員、理事、監事)の報酬

区分	用務	日額
1	評議員選任・解任委員会会議出席	10,000円+税額+旅費
2	理事会・評議員会会議出席	10,000円+税額+旅費
3	監事監査出席	10,000円+税額+旅費
4	法人業務の出勤・出張 一日程度	10,000円+旅費
5	法人業務の出勤・出張 半日程度	5,000円+旅費
6	その他の用務	相当額 理事長が定める

※旅費①交通費、会議費等実費 旅費②車両利用=高速道路料金、燃料費等 2~5,000円

※その都度支給

別表3 功労退職金

区分	計算式	備考
1	一年 5,000円×在職年数	上限 200,000円以内

※一年未満は繰上げる

別表4 慶弔等

区分	項目	金額等
1	叙勲・褒章等	30,000円+花
2	死亡	30,000円+花
3	その他	相当額 理事長が定める